

# 関係データ等について

職業紹介事業について

# 論点③ 業務提携について 関係

## ・ 職業紹介事業者間の提携について

- 職業紹介事業者がグループを構成し提携して職業紹介をする必要性が高まってきている。(株)ライフケアサービスセンター)
- 他大学と共同で、業界研究セミナー、合同企業研究セミナーを実施している。(関西大学)

# 論点④ その他 関係

# 事業所の紹介により就職した求職者に対して金品を贈る制度の有無

(n = 1,551)

就職が決まった段階で  
金品を贈る制度がある

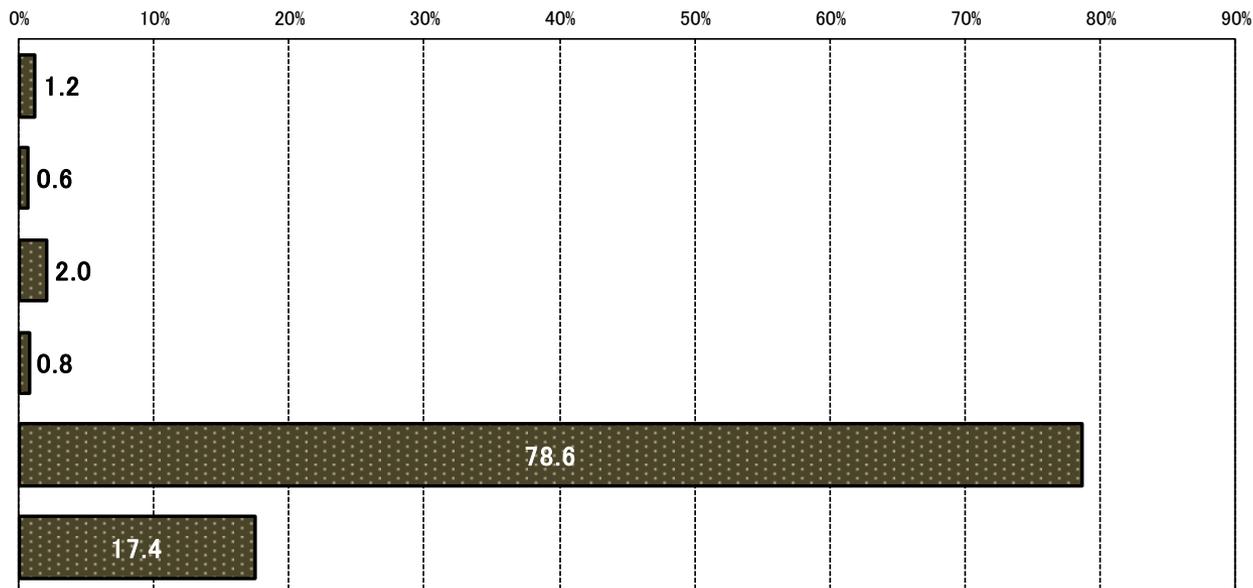
実際に入職した段階で  
金品を贈る制度がある

入職から一定期間勤続した場合に  
金品を贈る制度がある

その他の類似の制度がある

特に金品を贈る制度はない

無回答



事業所の紹介により就職した求職者に対して金品を贈る制度の有無について聞いたところ、「特に金品を贈る制度はない」が78.6%で最も高くなっている。

出所) 職業紹介事業に関するアンケート調査 職業紹介事業所調査(平成25年 厚生労働省)

(注) 複数回答

# 紹介先に就職した求職者が一定期間内に離職した際の補償を行う制度の有無

(n = 1,551)

紹介手数料の一部又は全部を返還する制度がある

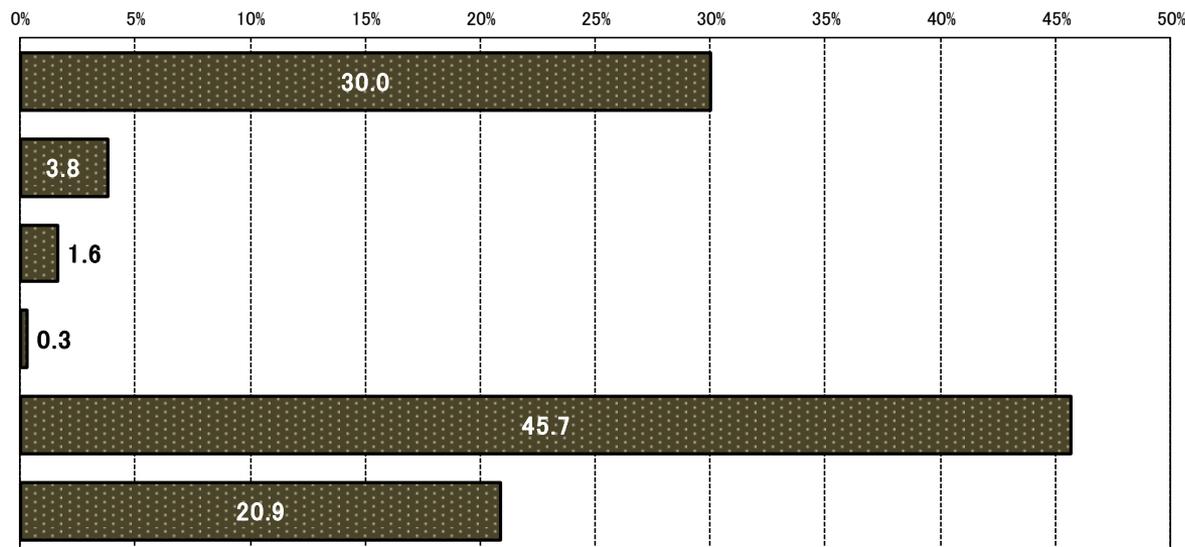
紹介手数料の一部又は全部を後払いにしており、求職者が一定期間以内に離職した場合は後払い分を請求しない制度がある

別の求職者を、手数料なしで(又は割安の手数料)で紹介する制度がある

その他の補償を行う制度がある

特に補償を行う制度はない

無回答



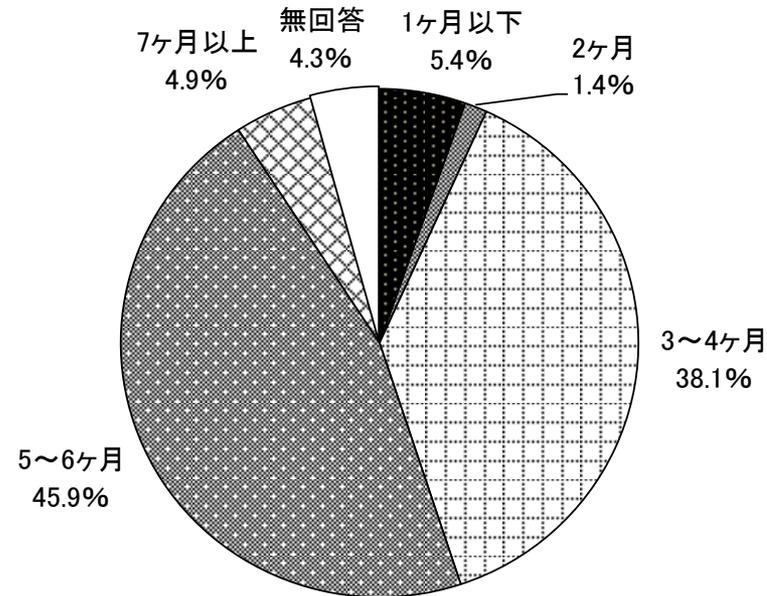
紹介先に就職した求職者が一定期間内に離職した際の補償を行う制度の有無について聞いたところ、「特に補償を行う制度はない」が45.7%で最も高い。次いで、「紹介手数料の一部又は全部を返還する制度がある」(30.0%)となっている。

出所) 職業紹介事業に関するアンケート調査 職業紹介事業所調査(平成25年 厚生労働省)

(注) 複数回答

# 紹介先に就職した求職者が一定期間内に離職した際の補償を行う制度の有無

(n = 514)



補償等を行う一定期間の長さについて聞いたところ、「5~6ヶ月」が45.9%で最も高い。次いで、「3~4ヶ月」(38.1%)となっている。

## ・求職者等の保護の強化等

- 職業紹介事業者に対して求人者の申込みをした求人者についても、募集や職業紹介事業者同様、虚偽の求人を行った場合の罰則を整備すべき。(日本労働組合総連合会)

## ・求人者とのトラブルについて

- 高額な紹介料を払ったのに看護師が短期で退職し、返金をめぐるトラブルが生じている。(株)ナースパワー人材センター)
- 紹介料金の徴収方法を分割にすべき。(株)ナースパワー人材センター)
- 職業紹介事業者が「就職祝い金」を出す等、転職活動を助長している。(株)ナースパワー人材センター)

## ・海外の法制度

<イギリス>(西南大学 有田教授)

- 業務に求められる能力等を把握し、適格に提示することを義務づけている。